

新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

1. 新型コロナウイルスに関する児童生徒のお休みについて

令和5年5月8日から出席の取扱いが変更となります。

○お子さまの陽性が判明したときは、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止となります。

出席の取扱いについて

(1) お子さまの陽性が確認された場合

登校	出席停止期間等
×	「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止とします。 ●「発症した後」や「症状が軽快した後」については、「発症日」「症状軽快日」の翌日を1日目として数えます。 ●「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

(2) 同居のご家族の陽性が確認された場合

登校	出席停止期間等
○	登校できます。 ※ただし、<u>児童生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合には</u>、ご自宅での休養が大切であり、無理して登校しないようにお願いいたします。その場合は、欠席の取扱いとなります。

(3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

登校	出席停止期間等
△	登校を一律に制限することはありませんが、無理して登校しないようにしてください。 ※症状が軽い場合などは、アレルギー疾患等の症状と区別することが困難であることから、登校を一律に制限することはありません。 ※ただし、普段と異なる症状がある場合はご自宅での休養が大切であり、無理して登校しないようにお願いいたします。その場合は、欠席の取扱いとなります。



2. 休校・学級閉鎖について

○児童生徒や先生に陽性者が確認された場合でも、原則、学校は休校となりません。

※ただし、感染の状況により、休校となる場合があります。

○陽性者及び発熱等の症状により欠席している者の合計が目安として2～3割を超えた場合は、学級閉鎖を検討します。 ※学級閉鎖の実施及び閉鎖期間は学校医と相談のうえで検討します。

3. 家庭での新型コロナウイルス感染対策について



各家庭におかれましては、お子さまの健康状態の把握や手洗い、咳エチケットなど基本的な感染対策にご協力いただきますようお願いいたします。

